

市県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険の申告

◎申告・受付会場 **問い合わせ** 税務課(内線122~124)

【受付時間】午前9時~11時30分 / 午後1時~4時

地区	とき	ところ
西大村	2月 1日(水)~ 3日(金)	中地区公民館(注1)
萱瀬	6日(月)	萱瀬住民センター
三浦	7日(火)	三浦 〃
竹松	8日(水)~10日(金)	竹松 〃
鈴田	13日(月)	鈴田 〃
福重	14日(火)	福重 〃
松原	15日(水)	松原 〃
大村	16日(木)~28日(火) ※土日を除く	市役所2階大会議室

※上記期間に都合がつかない場合は、2月29日(水)~3月15日(木)(土・日を除く)まで市役所2階大会議室で受け付けます。

(注1) 駐車場に限りがあります。公共交通機関をご利用ください。

◎申告に必要なもの ※「所得税の確定申告」を提出する人は申告の必要はありません。

- 印かん、申告書、源泉徴収票(年金、恩給を含む)、給与支払証明書
- 社会保険料、生命保険料、地震保険料、医療費など各種所得控除のための証明書
- 営業、農業、不動産などの事業所得がある人は収支内訳書
- そのほかに収入がある人は、内容がわかる書類
- 配偶者特別控除を受ける人は、配偶者の収入がわかる書類

平成24年度の「市県民税」と平成23年分の「所得税」の申告の時期です。この申告は、平成24年度に納めていただく市県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの額を算定するための重要な資料になります。期限内に必ず申告してください。

申告はお早めに

税の申告受付が始まります

申告期限
3月15日(木)

所得税の確定申告

問い合わせ 諫早税務署 ☎②1370

◎市役所会場(2階大会議室)

- ・所得税の申告 2月16日(木)~3月15日(木)
- ・受付時間は午前9時~午後4時 ※土・日を除く
- ・※午前11時30分~午後1時は受け付けできません。

◎諫早税務署会場(平日のみ)

- ・所得税、贈与税の申告... 3月15日(木)まで
- ・消費税の申告... 4月 2日(月)まで
- ・還付の申告... 随時受け付けます
- ・確定申告相談会... 2月 1日(水)から

確定申告期は税務署に臨時駐車場がなく、署内駐車場も署内に確定申告相談会場を設置するため、駐車スペースが非常に狭くなります。申告相談にお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。 ※土・日曜日および祝日は休みです。

◎郵送先

〒854-8666 諫早市永昌東町25-45 諫早税務署

◎注意事項

- ・市役所会場では事業所得(青色申告など)、譲渡所得(土地・株式など)の申告は受け付けできません。
- ・農業所得、不動産所得、営業所得などの申告は、あらかじめ収支内訳書を作成のうえお越しください。
- ・所得税の納付書納入期限は、3月15日(木)です。



あなたは申告が必要？不要？

スタート

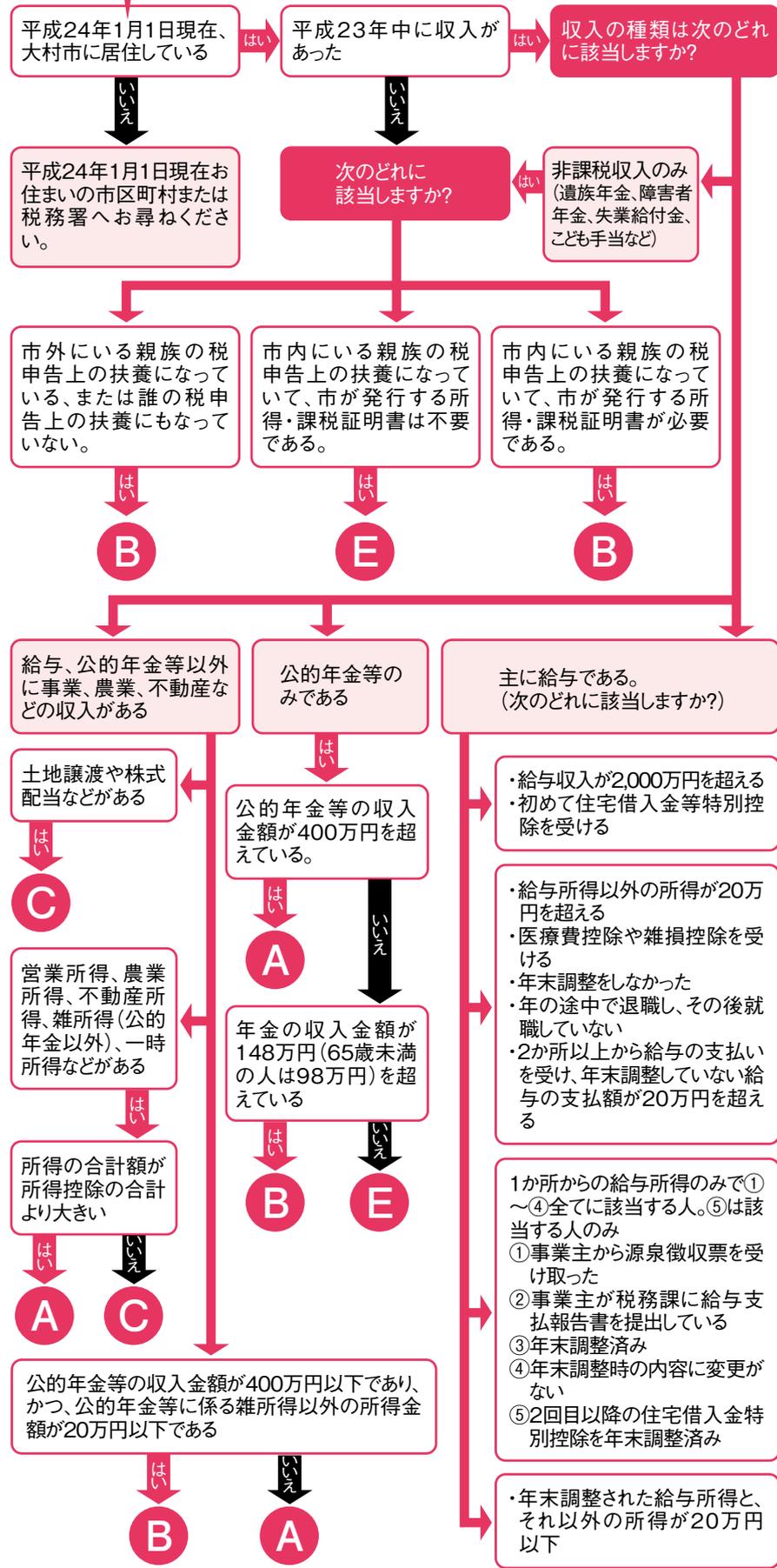
A
「所得税の確定申告」が必要です
収入が公的年金等のみの人は、所得税が還付される場合があります。

B
「市県民税の申告」が必要です
国保税や後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料の算定などの基礎資料になります。

C
「市県民税の申告」「所得税の確定申告」どちらかが必要です
税務署から確定申告書や申告のお知らせなどが届いた人は、所得税がかからなくても確定申告が必要な場合があります。

D
「市県民税の申告」「所得税の確定申告」どちらかが必要です
所得控除（社会保険料控除、扶養控除など）の適用をすでに受けている場合は、申告の必要がない場合もあります。

E
申告は不要です



※この表は一般的に解説したものであり、該当しない場合もあります。

事業主の皆さんへ

eLTAX(エルタックス)を利用できます

eLTAXを利用することで、これまで郵送や市役所に出向いて提出していた給与支払報告書や法人市民税申告書などをパソコンで作成し、電子データで提出することができます。

■市で利用できる申告書など

- ・個人市民税(給与支払報告書、総括表、特別徴収に係る届出)
※市民税の申告はできません。
- ・法人市民税(法人市民税の申告書、法人市民税に係る届出)
- ・固定資産税(償却資産申告書)

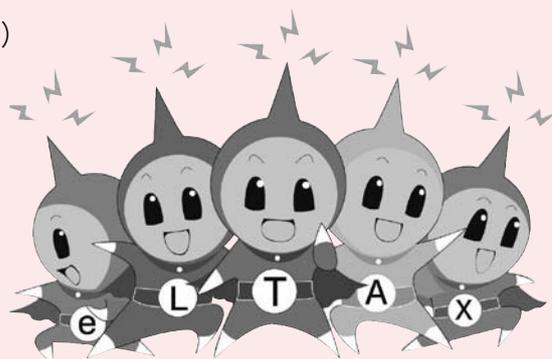
利用方法など詳しくは、eLTAXのホームページ
(<http://www.eltax.jp/>)をご覧ください。

■地方電子化協議会サポートデスク

☎0570-081459(全国一律市内通話料金)

IP電話やPHSは…☎03(5765)7234

利用時間:午前8時30分～午後9時まで(平日のみ)



住民税の住宅ローン控除について

1.平成11年～18年末までに入居した人 (税源移譲に伴う特別措置)

◎対象者

- ①居住開始日が平成11年～18年末で、平成23年分申告(年末調整および確定申告)で所得税の住宅ローン控除を受けている人。
- ②平成23年分所得税の申告で、住宅借入金等特別控除後の申告所得税額(源泉徴収税額など)が0円で、かつ住宅借入金等特別控除可能額(限度額)に残額がある人。

2.平成21年～25年末までに入居した人

◎対象者

- ①居住開始日が平成21年～25年末で、平成23年分申告(年末調整および確定申告)で所得税の住宅ローン控除を受けている人。
- ②平成23年分所得税の申告で、住宅借入金等特別控除後の申告所得税額(源泉徴収税額など)が0円で、かつ住宅借入金等特別控除可能額(限度額)に残額がある人。

3.控除額

左記1または2に該当する人で、次のいずれか小さい額
ア.所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除できなかった額。
イ.所得税の課税総所得金額などの額に5%を乗じて得た額(最高97,500円)。

■税務課(内線122)



申告書の作成は www.nta.go.jp 国税庁 検索

ご自宅などから国税庁ホームページの

確定申告書等作成コーナーをご利用ください!

e-Tax インターネットで送信! または **print** 印刷して郵送などで提出!

画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書のほか収支内訳書や青色申告決算書などを作成することができます。

※e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得(手数料が必要です)、ICカードライタの購入などの事前準備が必要です。



寄附金・義援金を支払った皆さんへ

確定申告書等作成コーナーをご利用ください!

個人で義援金などを支出した場合、確定申告を行うことで、所得税が還付される場合があります。

「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、画面案内に従って金額などを入力することで、税務署に向くことなく、申告書を作成することができます。作成したデータは印刷して郵送するか、またはインターネットで送信することで申告できます。

www.nta.go.jp 国税庁 検索

公的年金などを受給している皆さんへ

公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告書を提出する必要がなくなりました。

※住民税の申告は必要です。

※この場合でも、所得税の還付を受ける人は、所得税の確定申告書の提出が必要です。

国民年金受給者の皆さんへ

国民年金とは別に厚生年金など2か所以上から年金を受給している場合や、年金以外に給与などの別の所得があった場合などは確定申告をする必要があります。源泉徴収票や証明書などの必要書類を早めに準備し、期限までに済ませましょう。

※年金の源泉徴収票は1月中に社会保険庁から送付されています。

■市民課(内線114)

国民年金被保険者の皆さんへ

1年間に支払った国民年金保険料は、社会保険料の控除として認められます。確定申告の際には、必ず控除証明書や領収書を添付してください。

※紛失した場合は納付済額証明書を交付しますのでお問い合わせください。

■控除証明書専用ダイヤル ☎0570(070)117
諫早年金事務所 ☎☎1666

高齢者の障害者控除について

納税者本人、または控除対象配偶者、扶養家族の中に介護保険制度の要介護認定を受けた人がいる場合、一定の要件を満たすと所得税や市・県民税の障害者控除が受けられる場合があります。確定申告には「障害者控除対象者認定書」が必要です。(身体障害者手帳をお持ちの人は必要ありません。)

※詳しくはお問い合わせください。

■長寿介護課 ☎☎7301